

# 政治は倫理に基づかねばならない<sup>(1)</sup>

——今は亡き敬愛するわが師アンネマリー・ブーフホルツ・カイザーに捧げる——

モーリッツ・ネストル<sup>(2)</sup>

山田 秀 訳

君の世紀に生きよ、しかし世紀に翻弄されるな。

同時代の人々のために成し遂げよ、必要なものをであつて、賞賛されるものではない。

フリードリッヒ・シラー

教皇ベネディクト十六世は、二〇一一年九月二十二日にドイツ連邦議会において政治倫理に関して広く注目を浴びることとなる演説を行った。その演説の中心に置かれていたのは自然法であり、教皇は政治行為における誠実性を督励した。自然法の政治倫理上の核心は、教皇の話では、以下の通りである。

「政治は正義のための努力でなければならず、それ故、平

和の根本前提を作り出さねばならない。……法に奉仕し不法の支配を防御すること、これは現在も将来も政治の基礎的な課題である。」「何が真理の法則に一致し、真に正しく法律になり得るか……という問い」が問題である。<sup>3)</sup>  
このように、当時のカトリック教会の首長は、アリストテレスの要求、即ち、政治は倫理に基づかなければならないと

いう、二五〇〇年前の古代ギリシャの時代から自然法思想の中心に置かれていた要求を取り上げた。力だけでは正義は何ら創造され得ない。実定法は、人間本性の認識から獲得される前国家的な倫理的基準によって測られなければならないし、実定法が正しくなるためにそれに従って形成されねばならない。それ故にアリストテレスが言うように、法は、単なる意見の争い（討議倫理）によっても力によってもイデオロギーによっても正しくはならない。

こうしてギリシャ人は二五〇〇年前の当時、歴史の新しい局面に入った。自然法「思想」は、永続的な平和は力だけでは確保され得ないということ、政治権力は正義に適った安定した平和の確保に義務付けられていなければならないということ、このことを認識した。

これは、国家における法と不法は人間が現実をどのように認識し評価するかということに掛かっていることに根拠を有する。法と正しい行為とは直接的に誠実性と関連している。事柄をそのあるがままに受け取る者は、それを正しく評価し正しいことを行うことが出来、それによって幸福になる。

アリストテレス以来の自然法の根本理念はこうである。人間は、外的自然及び社会的本性（ポリスの動物）の法則性に一致した生活を送るときに、幸福に暮らす。生活を送るということが意味するのは、外でもない、人間は理性を用いて、同じ人間の感情に導かれて、何が正しく何が間違っているかを把握する

ということである。この基準に則った政治行為は正義に近接する。

我々の時代の名状しがたいもの一つに、政治顧問の知的エリートたちが政治と倫理のこの関係をまたぞろ破壊しようとする動きがある。ユルゲン・ハーバマスは、近代が漸くともに始まったのは、ジョン・ロールズが二十世紀の終わりに政治と倫理を再び厳密に区別しようとしたときであった、と不遜にも発言している。

しかしながら、ヒットラーへのドイツの抵抗は自然法倫理に前国家的な基準を見出して、非人間的な力の政治を伴った独裁に対する抵抗を試みることができたのである。国家社会主義の国家は、まさにヨーロッパの伝統である自然法倫理学を軽視するが故に、人間を目的のための手段として悪用した。それが極めて不正であったということは、第二次大戦後になって誰の目にも明らかであった。

それ故に、知的なエリートたちが二十世紀の終盤に再度政治と倫理の分離を図り、それによって純粹な力の政治への回帰のために地均しをしたときに、彼らは誰の陣営に属するののかという問題が解明されなければならない。裸の力の政治によって特徴づけられた世界において自然法が「カトリックの特殊な学説」として、或いは何らかの仕方では処理されることは何ら驚くに値しない。しかしながら、自然法に従えば、帝国主義的力の政治はどれもこれも不正であり、反人間的である。

\* \* \*

著名な国法学者マルティン・クリーレは、『民主主義世界革命』という著作の中で、「ヨーロッパとアメリカの歴史は、……不法と暴力の歴史である。しかし同時にまた、独自の道徳的洞察と政治的力による克服の歴史でもある」と書いている。<sup>④</sup>不法と暴力を克服する中心に立っているのは昔も今も自然法である。

近代初期の流血の征服戦争と宗教戦争から三十年戦争の末一六四八年に、ミュンスターとオスナブリュックにおける平和締結、即ちウエストファリア平和によってウエストファリア秩序が生まれた。平和条約の国際法上の基礎を築くうえで基準となったのはフーゴー・グロートイウスの自然法であった。その時々々の国家は領域の上に権力の独占を獲得した。その国境は、帝国の権力欲によって侵害されてはならないとされた。介入は禁止されたのである。

近代初期の征服戦争と宗教戦争は、もっぱら権力への意志を恃みとして恐ろしい貧困を人々の間に齎した政治が抵抗を招いた多くの歴史の局面のうちの一つであった。そうした時期は何時でも自然法の繁栄「のとき」でもあった。ウエストファリア秩序は、十六世紀と十七世紀の二〇〇年間の末ごろになって成立したのだが、この時期にキリスト教文化は近代自然法を生み出し最盛期を迎えた。

一四九二年に、カトリック教会の祝福を受けたスペインとポルトガルによる流血を伴うアメリカ征服が始まった。「権力の

座にある教会」としてのカトリック教会がカトリック社会教説及び仲間の存在に変貌していくにはまだまだ時間を要した。征服者はアメリカで凄まじい暴挙をはたらいた。「ドミニコ会」修道士バルトロメ・デ・ラス・カサスは、自ら目撃したインド人（アメリカ大陸のインディオ）に対して行われた略奪、奴隷化、殺戮の惨状を、その身の毛もよだつような報告の中で描いている。後、スコラ学の哲学から出発してこの不法と戦うことを通して、サラマンカ学派の自然法論が誕生した。征服者たちはインド人の大量殺戮を正当化するために、彼らインド人が洗礼を受けていないので法主体ではなく、従って彼らとは契約（条約）を締結することなどできよう筈もなく、従って、自己統治する権利も有し得ないということを持ち出した。ラス・カサスの個人的な友達であったフランシスコ・ビトリア（一四九二又は九三—一五四六年）は、この非人間的な所業について聞いていたところ、皇帝カルロス五世から、インド人への布教のための基本方針を策定するよう命じられた。ビトリアは、その後、征服者たちに対して「人間は本性において原則的に平等で自由である」と反論した。生命と自由への権利、人間としての尊厳は、かくして、もはや信仰や種族の如何に拘らず、人類の一員であるというただそれだけの理由で、すべての人に認められた。ここでカトリック教会において「権力の座にある教会」から離れてその創始者の言葉に向けての転換がみられた。「そこではもはや、ユダヤ人もギリシア人もなく、奴隷も自由な身

分の者もなく、男も女もありません。あなたがたは皆、キリスト・イエスにおいて一つだからです。」ビトリアの系譜をひくスアレス（一五四八一—一六一七年）は自然法論へのこの端緒を更に発展させた。そして幾年も経ないうちにインディオたちは彼らの地域の一つに自由権を獲得したのであった。自治という主権を有する自然法論的に基礎づけられた初めての試みであった。

カール五世「スペイン王としてはカルロス五世」統治下のスペインのハープスブルク君主国の宮廷において自然法の主張者と権力政治の主張者との間で激しい公開討論が行われた。自然法を求めたこの闘いの模様を、私の故郷バーデン・バーデン出身の詩人であるラインホルト・シュナイダーは、一九四一年に素晴らしい歴史小説『カール五世の御前でのラス・カサス』（Las Casas vor Karl V.）の中で永遠に刻んだ。これが元で彼はナチ親衛隊の追跡を受けることになる。何となれば、彼は自然法と権力政治の間での論争を生き生きと描いたものだから、読者にはそれがヒットラーとの類比、しかし同時にまたあらゆる独裁との類比が意味されていることが分かったからであった。インド人に対して加えられた不法に対する当然の反抗から、こうして初めて自然法論の、即ち「法による人間の解放」（クリール）の近代の夜明けが始まった。このスペインの自然法論は、後の更なる自然法の展開の出発点となった。スペインが福音主義のネーデルラントにカトリックを再度押し付けようと試

みた八十年戦争の結果、フーゴー・グローティウス（一五八三—一六四五年）の自然法論が生まれた。彼はサラマンカ学派の研究に基づきこれを更に前進させた。更に、三十年戦争の悲惨に対する反応としてザムエル・プーフエンドルフ（一六三二—一六九四年）の自然法論が誕生した。彼のためにファルツ選帝侯カール・ルートヴィヒはハイデルベルクに世界初の自然法講座を設立した。プーフエンドルフ自然法論の手頃な要約版である一六六七年の『人間と市民の義務について』（*De officio hominis et civis*）は、数十年間にわたって多くのヨーロッパ諸国で倫理学入門として学生に利用され、大学では法学部生の学問領域への入門の必読書であった。

因みに、一六七二年刊行のプーフエンドルフの豚皮の大型二巻本の自然法体系『自然法と万民法について』（*De jure naturae et gentium*）は、現在ではチューリッヒの中央図書館に所蔵されており、「ゴットフリート・ケラー蔵書から」との書き込みがみられる。

晩期スコラ学とサラマンカ学派からグローティウス及びプーフエンドルフに至る時期に近代自然法の成立と繁栄の時期が広がっている。自然法は啓蒙期の共和主義的国家モデルの発展のための扉を開いた。領域内における権力の独占に基づいた主権を有するところの（ウェストファリア秩序）、自然法によって基礎づけられた三つの支柱——権力の分割、自然法／人権、民主主義——に基づく共和国。それは既にアリストテレスが

『政治学』において基礎を置いていた。

その原則において自然法的に導出された国家モデルは、「ヨーロッパの国家モデル」と命名することが出来る。それは自由で正しい秩序をもって共生を確保する手段である。その根本原理は、ある意味では、人間が人間として生きることが出来るために必要とするものへの適応である。哲学及び歴史の教授フリードリッヒ・シラーは素晴らしい文にこれを表現した。

「国家それ自身は決して目的ではない。国家が重要であるのは、人間の目的が実現されうる条件である限りのことである。そしてこの人間の目的は人間のすべての力の展開、進歩に外ならない。憲法が人間に内在するすべての力が発揮されるのを妨害したり、精神の発達を妨げるのであれば、たとえそれ以外の点でどれほど考え抜かれてそれなりにどれほど完全であったとしても、非難されるべきであり、有害でもある。そのような憲法が持続することそれ自体が、そこでは名誉になるといふよりは寧ろ非難される。それは延長された害悪である。長期に及ば及ぶほど、それだけ益々有害である。総じて我々が政治的施設を評価するときには、それが人間に内在するすべての力を展開することが出来る限りにおいて、それが文化の進展を促進する限りにおいて、若しくは少なくとも阻害しない限りにおいて、その限りで善いとか賞賛に値するという規則を立てることが出来る。」

この国家モデルとそれに属する国家体系のウェストファリア秩序はヨーロッパの申し子である。それはモデルであり、そうしたものとして常に獲得されるべきものである。政治的に最も成熟した形態は、一八四八年のスイスの連邦国家であり、これは直接民主制の法秩序において最大限の自由の展開を可能にしている。

「政治的啓蒙は自然法論であった。それは人間としての人間の本性に定位しており、カトリックであるかそれともプロテスタントであるかとか、キリスト教徒か異教徒かとか、ヨーロッパ人かそれともアジア人かとか、自由人かそれとも奴隸かとかとは無関係であった。それが問うていたのは、人々が平和に友好のうちに協同して生活することが出来る諸条件を問うことであった。その答えはこうであった。人々が法状態に置かれること、即ち、カントの定式を借用するならば、人々と諸国家が相互に同等の権利を有することが認められ、自由が一般的法則に従って制約されるのは一人の自由がすべての人の自由と共存し得る限りにおいてであることによった。人々がそうすることによって、人々は自分の動物的・生物的本性を理性的本性に従属させ、これによつて強者、すばしっこい人、悪賢い人、野蛮な人、恥知らずな人の法を克服する。こうして、人々は同時に、各人と各国民がそこにおいて自己自身に備わった最善の可能性を実現し、兄弟のように協力して相互に平和を維持するた

めに、自己決定することが出来るための自由を創出する。

問いと答えは、もっぱら世界的・理性的性質を有しており、全く神学的前提に拘束されていない。そこに、すべての宗教、文化、伝統を包括し、普遍的自由の秩序を樹立するために必要な自然法的最小限が表されている。単に追加的疑問を一つ。何故我々は平和で友好的な共同生活の諸条件を意欲すべきであるのかは、倫理性を指示している。そしてその倫理性は、なるほど遠く宗教的根を有しはするが、それ自身からみれば既に宗派上の刻印を有しないであろうし、然り、既にキリスト教以前にも又、生きていたし現在もそうであり、キリスト教以前の哲学、例えばストア哲学においても既に知られていた。この倫理性は、無神論者によっても前提され承認され得るのであって、彼らによって啓蒙の歴史上はしばしば教会に拠る場合以上に強調され支持されたのであった。グローティウスは述べた。たとい神いませずとも、或いは人間的なこともに腐心されずとも、それでも自然法は妥当する。<sup>⑩</sup>と。

上述した歴史を踏まえて「も尚」今日自然法を「カトリックの特殊理論」と語る者がいるなら、その者は自分の語るこの意味を解しない者である。何となれば、不信心者が信仰を有しないからとか、神は存在しないのだから「すべて許される」のだと豪語したとしても、それだけで道徳を免除されないからである。正しくこれを自然法は阻止するのである。かくして、同

じ人間としての世俗的な倫理の基礎が置かれたのである。

自然法は、競合する宗教的及び世俗的集団のすべてを一つの屋根の下に結合する共生のモデルを生んだ。この屋根の下であらゆる集団の自由が守られ、政治的討論が平和な軌道に導かれる。

私の友人で日本の自然法論者山田秀教授にかつて私が、ヨーロッパの自然法思想とアジアの自然法思想との間の相違は何かと尋ねた際に、彼は答えた。あなた方ヨーロッパ人はどちらかと言ううと理性に重きを置き、私たちアジア人は寧ろ感情に重きを置きます、と。

かくしてマルティン・クリーレの問いが改めて提示される。何故我々は平和で友好的な共同生活を意欲すべきであるのか、と。何となれば、同じ人間としての思惟と感情とが一致して初めて人間的悟性は理性に変化するからである。「我々が発展していくその先、方向、目標は、より人間的な存在であるということです。つまり、人間としての我々の素質を展開するということです。」と山田は言った「本号所収のインタビュー参照」。

そして「より共同人間存在たらんと欲する」ことへの問いに山田の文化圏「東洋」の古代中国の孟子（紀元前三七〇年頃―二九〇年頃、ラテン語で *Menzius*）——偉大な孔子（ラテン語で *Konfuzius*）の弟子——が感動的な答えを、既に二三〇〇年前に提示していた。

「人には皆、他人の不幸を平気で見ているにはたえられない

い心があるものである。……人にはみな他人の不幸を平気で見ていられるはたえられない心がある、というわけは、次のようなことから分かる。今、不意に幼児が井戸に落ちようとしているのを見れば、誰でも皆、はっとおどろきおそれ、痛みあわれむ心を起し、それを助けようとする。それは助けることによって、その幼児の父母に交際を求めようなどとするためではない。又、同郷人や友人に人命救助の名譽をほめてもらいたいたためでもない。又、助けなかったという悪評の立つのをにくんで、助けようとしたわけでもない。

以上のような事によって、これをよく観察してみると、惻隱の心は、人が生まれながらに、自然に持っているもので、惻隱の心のないものは人間ではない。同じように、不善を羞じにくむ心のないものは人間ではない。人にゆずる心のないものは人間ではない。正を是とし、不正を非とする心のないものは人間ではない。人の不幸を切にあわれみ深く痛む心は、やがて仁となる萌芽であり、自己の不義・不正を羞じにくむ心は、義の萌芽であり、辞退して人に讓る心は、礼の萌芽であり、是を是とし、非を非とする心は、智の萌芽である。人にこの四つの心の萌芽が必ずあるのは、ちょうど人に両手調足の四体があるのと、同じである。さて、この四端を持ちながら、それにもかかわらず、自分から仁義礼智の行ないはよく出来ないというのは、自分で自

分の素質や能力をきずつけそこなってしまう者である。又、わが主君には、仁義礼智の行ないはよく出来ないなどといって、その君に実行を勧めようとしぬい者は、その主君を傷つけそこなっている者である。

凡そわが心に四端をそなえ有する者は、その四端のどれをも皆おし扱め、十分に充ち足らせるべきであることを、知っているであろう。それを知って、四端を拡充してゆけば、四端は、恰も火が始めて燃え出すと、どんどん燃えひろがり、泉の水が始めて水口に噴き出すと、どんどん充ちあふれていくのと同様に、勢いは盛んになり、範囲は無限に及んでいく。それだから、もしよくこの四端を拡充していったならば、仁義礼智はあまねく行なわれて、天下四海を安らかに治め保つに十分であるが、もしこれを拡充せずにはうっておくならば、父母のようなごく近親者に事える事さえも、十分には出来ないのである。<sup>1)</sup>

他の文化圏、同じ社会的な人間本性、世界における正しい働きへの同じ問い、そして同じ答え、即ち、同情、羞惡の感情「良心―ネストル」、辞讓、及び、「心における法と不法」「是非の心」……これら四端を人は皆もっている、恰も四肢もっているが如く。カトリックの宣教師たちは、孟子の原典をその師孔子の原典とともにヨーロッパに持ち帰った。そして自然法及び民主主義的立憲国家の発展のために貴重な貢献を果たした十八世紀の多くの思想家がそこから多くを汲み取った。因み

に特にアルベルト・シュヴァイツァーがそうであった。ジャンヌ・ヘルシユ *Jeanne Hersch* の探求によって、我々はすべての文化圏においてそうした自然法的試みが見出されることを知ることになる。

個人心理学、人類学、発達心理学、教育学は認識と経験を豊富に集積してきている。それらは、「何故、我々は平和で友好的な共同生活を意欲すべきであるのか」という問いに対して、人間を物質に還元することなく経験的に検証され、信頼できる学問的答えと示唆を与えることが出来る。こうした経験的に検証された人間の社会的本性に関する認識は、人格的（個人的）人間科学に由来するものであって、人格的哲学的人間学とも啓示に根拠づけられたカトリック社会教説とも同じ点で符合する。即ち、人間的位格、個人でもあり同時に社会的存在でもある人格は、すべての政治的行為の出発点であり目標であらねばならない。

最後に一言述べておきたい。一七九三年のフランス憲法に注目すべき考えが見出される。国家の主権は人権の社会的保障である。人権の社会的保障とは、自然権ないし人権は政治的に生きたらなければならない。さもなければ、それは全く死文に過ぎない。国民国家の主権が解消されるグローバルな世界において、まさしくそれによって人権がその——優勢な国家に対する個人の保護であるという——効力を喪失する。人権は、——「人道的介入」という標語で——ニヒリズムの権力政治に

よって、人間に対する武器として誤用されたし誤用されている。戦争と人権は、しかしながら、火と水のようなものである。

こうして我々の会議の主題に辿り着いた。この三日間に互に我々は主題を深めたいものである。ご清聴を感謝します。

註

- (1) 二〇一五年九月四日に開催されたヨーロッパ学術団体保守連合「倫理覚醒への勇氣」の九月大会で行った講演に基づく。
- (2) © Moritz Nestor, Tanneggerstr. 43, CH-8374 Dussnang TG [moritz.nestor@gmx.ch](mailto:moritz.nestor@gmx.ch)
- (3) Benedikt XVI. (2011): *Politik muss Mühen um Gerechtigkeit sein*. In: *Zeit-Fragen* Nr. 40 vom 3. Oktober 2011, S. 5.
- (4) Kriele, Martin (1980): *Befreiung und politische Aufklärung*. Freiburg/Basel/Wien, S. 7.
- (5) Vgl.: Hanke, L. (1949): *The Spanish struggle for justice in the conquest of America*. New York.
- (6) Kriele, Martin (1988): *Die Demokratische Weltrevolution*, München/Zürich, S. 23.
- (7) Galater 3/28. Vgl. auch: Kolosser 3/11 und 1. Korinther 12/11-13
- (8) Schiller, Friedrich: *Die Gesetzgebung des Lykurgus*



und Solon (1790). In: Schillers Werke, Band IV, S. 815.

(9) Kriele, Martin (1997): *Die demokratische Weltrevolution und andere Beiträge*. Berlin, S. 15f.

(10) Groitius, Hugo (1652): *De jure belli ac pacis*. Paris. Neuauflage: Tübingen 1950, S. 33.

(11) *Mong Dsi: Die Lehrgespräche des Meisters Meng K'o.* Köln 1982, A6. „Jeder Mensch hat ein Herz, das anderer Leiden nicht mit ansehen kann. [...] Daß jeder Mensch barmherzig ist, meine ich also: Wenn Menschen zum erstemal ein Kind erblicken, das im Begriff ist, auf einen Brunnen zuzugehen, so regt sich in aller Herzen Furcht und Mitleid. Nicht weil sie mit den Eltern des Kindes in Verkehr kommen wollen, nicht weil sie Lob von Nachbarn und Freunden ertrenn wollten, nicht weil sie üble Nachrede fürchteten, zeigen sie sich so.  
Von hier aus gesehen, zeigt es sich: ohne Mitleid im Herzen ist kein Mensch, ohne Schamgefühl im Herzen ist kein Mensch, ohne Bescheidenheit im Herzen ist kein Mensch, ohne Recht und Unrecht im Herzen ist kein Mensch, Mitleid ist der Anfang der Liebe, Schamgefühl ist der Anfang des

Pflichtbewußtseins, Bescheidenheit ist der Anfang der Sitte, Recht und Unrecht unterscheiden ist der Anfang der Weisheit. Diese vier Anlagen besitzen alle Menschen, ebenso wie sie ihre vier Glieder besitzen. Wer diese vier Anlagen besitzt und von sich behauptet, er sei unfähig, sie zu üben, ist Räuber an sich selbst. Wer von seinem Fürsten behauptet, er könne sie nicht üben, ist ein Räuber an seinem Fürsten.

Wer diese vier Anlagen in seinem Ich besitzt und sie alle zu entfalten und zu erfüllen weiß, der ist wie das Feuer, das angefangen hat zu brennen, wie die Quelle, die angefangen hat zu fließen. Wer diese Anlagen erfüllt, der vermag die Welt zu schirmen, wer sie nicht erfüllt, vermag nicht einmal seinen Eltern zu dienen.“『孟子』公孫丑上篇第六章。通称「四端説章」。訳文は、内野熊一郎『孟子』（新釈漢文大系第四巻、明治書院、一九六二年）一一〇—一二頁に拠った。引用された下イニ語訳は参考のためにそのまま註に回した。

原典

Moritz Nestor, „Politik muss auf Ethik ruhen. Meiner

verehrten Lehrerin Annemarie Buchholz-Kaiser sel.“, Vortrag gehalten am 4. September 2015 an den Septembersprachen der Arbeitsgemeinschaft „Mut zur Ethik“ (4.6.9.2015)

著者紹介

Moritz Nestor モーリッツ・ネストル (文学修士、哲学士)、心理学者にして哲学者。高等学校教頭バーデン＝バーデンのギムナジウムMarkgraf-Ludwig-Gymnasiumの校長エドガー・ネストルの息子として一九五一年ブライスガウのフライブルクに生まれ、バーデン＝バーデンで育つ。一九七三年から一九八〇年ブライスガウのアルベルト・ルートヴィヒ大学でゲルマン学及び哲学を研究。一九七四年以降フリードリッヒ・リープリング (チューリッヒ) 主催の心理学教授及び相談所の心理学学生指導。一九八四年から一九九二年チューリッヒ大学で心理学と教育学研究。一九八六年以降アンネマリー・プーフホルツ＝カイザーの専門指導の下、心理学的人間認識推進協会 (チューリッヒ) の創立会員及び理事。一九九二年から二〇〇五年チューリッヒ通訳学校の外国語としてのドイツ語教師。一九九二年以降精神療法医として実務従事。一九九三年以降ヨーロッパ学術団体保守連合「倫理覚醒への勇氣」(Europäische Arbeitsgemeinschaft „Mut zur Ethik“——これにこたえて) 山田秀「第六回「倫理への勇氣」会議に参加して」(南山大学

社会倫理研究所編『社会と倫理』第七号、一九九九年) 参照) 会員、二〇〇二年以降週刊新聞「時の声」Zeit-Fragen (engl. Current Concerns) の共同編集に従事。フリードリッヒ・リープリングとアンネマリー・プーフホルツ＝カイザーの許でその逝去するまでの間 (二〇一四年まで) 性格分析及び教授分析並びに監督。二〇〇六年以降チューリッヒ大学で成人精神病理学の修士課程。二〇一五年以降個人人間科学及び社会問題研究所の創立及び理事。

第一次世界大戦の戦没した学生の戦争手紙に関する講演と著作。精神身体医学及びフランツ・G・アレクサンダーの業績。個人人間学、特にアルフレート・アードラー、アードルフ・ポルトマン、ミヒャエル・トマセツロのそれ。個人心理学の人間学的知識論的基礎づけ。古典的及び近代的自然法。自然法に対する近代人間科学の貢献。麻醉剤誤用の倫理的側面。マルクス主義、精神分析学、二十世紀における反人間的思潮。生命保護、生命倫理学、「安楽死」運動、エコロジー。民主主義の共同生活のための人格的人間理解の意義についての演習及び講義。同時代の動きの人間論的基礎についての演習及び講義。「医学と哲学」及び「精神療法と精神身体医学」についての演習。

連絡先は、以下の通り。

Kontakt:

M. A. & lic phil. Moritz Nestor

Tanneggerstr. 43

CH-8374 Dussang/Schurten TG

+41 76 336 88 91 Mobil

+41 71 950 20 88 Fax

[moritz.nestor@gmx.ch](mailto:moritz.nestor@gmx.ch)

翻訳許諾及び謝辞

スイスの友人 M. A. & lic. phil. Moritz Nestor から、電子メールが先ごろ届いた。添付文書の講演原稿に眼を通してみて、これは簡潔な中にも興味深い指摘があると思ひ、ネストールさんに打診してみると、折り返し快諾の返信があった（十月二十六日）。翻訳許諾の通知とともに自己紹介文も同封してあったので、併せて訳出して、提供するつもりにした。

Ich bedanke mich bei Herrn M. A. & lic. phil. Moritz Nestor für die per E-mail vom 26. Oktober 2015 erteilte Genehmigung der Übersetzung seines Vortragsaufsatzes, „Politik muss auf Ethik ruhen. Meiner verehrten Lehrerin Annemarie Buchholz-Kaiser sel.“ ins Japanische sowie der Veröffentlichung in der wissenschaftlichen Zeitschrift „Kumamoto Law Journal“. (Hideshi Yamada)